

香川県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月11日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第32号

香川県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

香川県青少年保護育成条例施行規則（昭和27年香川県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>不同意性交等</u>又はこれに類する行為</p>	<p>第3条 条例第8条第1項第1号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する性的な行為</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>強制性交等</u>又はこれに類する行為</p>

附 則

この規則は、令和5年7月13日から施行する。